



環境リスクPress

環境リスク関連ニュース

2026年1月の事前調査の工作物について再確認

2026(令和8)年1月より、石綿障害予防規則と大気汚染防止法の一部改正により、事前調査のうち、工作物に係るものについては、必要な知識を有する者として工作物石綿事前調査者またはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者が行うことが義務化された。しかし工作物についての認識が、曖昧となっていることが散見されており、以下に再確認を行う。

【工作物とは】

「工作物」とは、建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等があります。なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物ですが、昇降路の壁面は建築物です。

【事前調査とは】

事業者は、建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体又は改修(封じ込め又は囲い込みを含む。)の作業(以下「解体等の作業」という。)を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶(それぞれ解体等の作業に係る部分に限る。)について、石綿等の使用の有無を調査(以下「事前調査」という。)しなければなりません(石綿則第3条)。

静岡県 沼津市新ごみ施設建設予定地にヒ素やダイオキシン(2024/12)

沼津市は5日、新たなごみ中間処理施設の建設予定地の地下土壌から環境基準値を超えるダイオキシン類や鉛、ヒ素が検出されたと発表した。無害化処理しなければならない土は大型トラック75台分にあたり、現在のごみ処理施設が建設される以前に使われた旧ごみ焼却施設があった場所だという。

環境リスク関連ニュース

区分	対象工作物	事前調査の資格 (下記のいずれか)
特定工作物	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び压力容器 ④ 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。) ⑤ 焼却設備 ⑥ 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。) ⑦ 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) ⑧ 変電設備 ⑨ 配電設備 ⑩ 送電設備(ケーブルを含む。) ⑪ 煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)	工作物石綿事前調査者
特定工作物以外の工作物	上記①～⑰以外の工作物 (※) 塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

京都府 解体工事にて住宅街にアスベスト飛散(2024/12)

京都市右京区で行われた工場の解体工事に伴い、周辺の住宅地に飛散した粉じんからアスベスト(石綿)が検出されていたことが業者側への取材で分かった。京都市は11月、石綿の飛散防止に必要な対策を怠ったとして、解体に関わった住宅建設会社を行政指導した。

愛媛県 松山市クリーンセンター予定地に基準値超え鉛と水銀(2024/12)

新南クリーンセンター整備の為、新施設建設予定地の土壌汚染調査を実施。第1期調査範囲の57カ所のうち18カ所で基準値を超える鉛と水銀が検出された。基準値超過の原因は、過去にごみ焼却施設があり、焼却灰の保管や運搬時に飛散など当時の影響が考えられるとコメント。

過去の環境リスクPressはこちらから

環境リスク.COM

<https://www.kankyorisk.com>

【発行】 アスベックス株式会社

〒194-0023 東京都町田市旭町2-7-8

[TEL]042-726-0744

[FAX]042-726-0726